

平成29年度 学校給食用物資納入業者募集

学校給食運営委員会では、平成29年度の学校給食用物資納入業者の登録・更新を行います。

応募条件・対象＝次の①～⑧の全てにあてはまる個人

- ・法人・協同体
- ①学校給食の趣旨を理解し、当該趣旨に沿った良心的な物資納入の出来得る業者であること。
- ②営業経歴・経営状況が良好であること
- ③固定した営業施設（店舗など）を持ち、電話設備があること
- ④納税義務が履行されていること
- ⑤営業施設・物資保管庫などが衛生的で、法で定められた許認可を有していること
- ⑥従業員の健康管理が十分に行われていること
- ⑦指示する期日・時刻・場所に、指定された数量の物資を納入する経営能力があること
- ⑧その他、当該業務に必要な要件を備えていること

応募業種と取扱分類＝

- ①穀類 ②いも・でん粉類 ③砂糖及び甘味類
- ④豆類 ⑤種実類 ⑥野菜類 ⑦果実類 ⑧きのこ類
- ⑨藻類 ⑩魚介類 ⑪肉類 ⑫卵類 ⑬乳類
- ⑭油脂類 ⑮菓子類 ⑯し好飲料類
- ⑰調味料及び香辛料類 ⑱調理加工食品類

※1 業者で取扱分類の2分類以上を取り扱うことができます。なお、精肉類・豆腐油揚類の申請は組合から提出してください。

申請・問合せ＝12月12日（月）～16日（金）に、申請用紙を中学校給食センターおおぞら（矢田町4563-1・☎ 53-2809）へ提出してください。

※申請用紙は、中学校給食センターおおぞらにあります。

※後日審査し、合格者には登録認定通知書を交付します。登録認定業者の有効期間は、平成30年3月31日までとします。

年末火災予防運動（12月1日～31日） 「年の瀬です 忙しくても 火の用心」

みんなそろって新年を迎えるように、一人ひとりが火の取り扱いに十分注意しましょう。



▶火の用心のポイント

- ①出かける前や寝る前には、必ず火の元を点検する。
- ②たき火などをするときは、風の強い日や燃えやすい物の近くではない。また、水バケツなどの消火準備をしておく。
- ③ガスコンロや暖房器具の付近には、燃えやすい物やスプレー缶など近づけないようにする。
- ④子どもやお年寄りだけ残しての外出は避ける。
- ⑤家のまわりには燃えやすい物を置かない。また、門灯をつけて明るくする。



▶暖房器具の正しい使い方

身の周りには、いろいろな暖房器具がありますが、使用方法を十分理解し、正しく使用しましょう。

◎ストーブ・ファンヒーター

- ①火をつけたまま給油したり、持ち運んだりしない。
- ②ストーブの上に洗濯物などを干したり、近くに燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。
- ③使用後や離れるときは、こまめに消し、完全に火が消えたか確かめる。
- ④ガスのゴム管が古くなっていないか確かめる。

◎ホームこたつ・カーペット

- ①洗濯物などをこたつの中に入れない。
- ②たこ足配線で使用しない。

※12月21日（水）10時から、アピタ大和郡山店にて、街頭キャンペーンを実施します。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署
(☎ 59-1289)